

熊本市公報

第 1369 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (告示第 1 号)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス 事業者の指定 (告示第 2 号)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業 者の指定 (告示第 3 号)	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 4 号)	4
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 5 号)	4
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 7 号)	5
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 9 号)	5
○平成 25 年度後期高齢者医療保険納入通知書の公示送達 (告示第 10 号)	6
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達 (告示第 11 号)	6
○平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (告示第 12 号)	7
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達 (告示第 13 号)	7
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達 (告示第 14 号)	7
○放置自転車の売却等 (告示第 15 号)	8

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 3 号)	8
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 4 号)	8
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 5 号)	9
○都市公園の供用開始 (公告第 6 号)	9
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 7 号)	9
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出 (公告第 16 号)	10
○平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧 (公告第 18 号)	11
○大規模小売店舗立地法の規定による新設届出 (公告第 19 号)	11

中 央 区

○住民票の職権消除 (中央区告示第 1 号)	12
------------------------------	----

東 区

○住民票の職権消除 (東区告示第 1 号)	12
-----------------------------	----

上下水道局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 1 号）.....	13
○指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止（上下水道局告示第 2 号）.....	14

告 示

告示 第 1 号

平成 26 年 1 月 6 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	医療法人田嶋会 田嶋外科内科医院	熊本市西区田崎二丁目 2番 48 号	平成 26 年 1 月 1 日～平成 31 年 12 月 31 日
2	菊陽薬局	熊本市東区鹿帰瀬町 3 01 番地 1	平成 26 年 1 月 1 日～平成 31 年 12 月 31 日
3	グリーン薬局 下 南部店	熊本市東区下南部三丁 目 3 番 13 号	平成 26 年 1 月 1 日～平成 31 年 12 月 31 日

告示 第 2 号

平成 26 年 1 月 6 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

くまもとケアセンターそよ風

熊本市東区山ノ内三丁目 9 番 27 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

株式会社ユニマットそよ風

東京都港区南青山二丁目 12 番 14 号ユニマット青山ビル 平家 伸吾

3 指定年月日

平成 26 年 1 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

5 主たる対象とする障害の種類

特定無し

告示 第 3 号

平成 26 年 1 月 6 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

もみの木相談支援事業所

熊本市東区長嶺東五丁目 6 番 123 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

社会福祉法人 長嶺会
 熊本市東区長嶺東五丁目6番123号 宮川 洋平
 3 指定年月日
 平成26年1月1日
 4 主たる対象とする障害の種類
 身体障害者、知的障害者、精神障害者

告示 第4号

平成26年1月6日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条第1項及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の2及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 217	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設） ホスピタウンハウス 熊本市南区富合町古閑10 12番地	医療法人 相生会 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号 理事長 入江 伸	平成26年 1月6日	特定施設入居者生活介護
4370110 217	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設） ホスピタウンハウス 熊本市南区富合町古閑10 12番地	医療法人 相生会 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号 理事長 入江 伸	平成26年 1月6日	介護予防特定施設 入居者生活介護

告示 第5号

平成26年1月6日

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定及び法第53条第1項本文の指定をしたので、法第78条及び法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに法第115条の10及び法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0183	ヘルパーステーションサンフラワー 熊本市南区野田三丁目3番5号	合同会社サンスマイル 熊本市南区野田三丁目3番5号 代表社員 松本 由美	平成26年 1月1日	訪問介護
437011 0183	ヘルパーステーションサンフラワー 熊本市南区野田三丁目3番5号	合同会社サンスマイル 熊本市南区野田三丁目3番5号 代表社員 松本 由美	平成26年 1月1日	介護予防訪問介護

告示 第 7 号

平成 26 年 1 月 7 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 25 年 1 月 28 日 健軍ピアレス、東海学園駅前駐輪場
- イ 平成 25 年 1 月 29 日 中央区渡鹿五丁目 15 、武蔵塚駅前、武蔵塚駅前自転車駐車場
- ウ 平成 25 年 1 月 29 日 富合駅前駐輪場
- エ 平成 25 年 1 月 29 日 健軍ピアレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 4 月 9 日まで

2 移動・保管台数

自転車 121 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示 第 9 号

平成 26 年 1 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 25 年 1 月 2 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、東区御領八丁目 1 、並木坂エリア

- イ 平成 25 年 1 月 3 日 銀座通りエリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア

- ウ 平成 25 年 1 月 4 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、南区富合町国町、並木坂エリア

- エ 平成 25 年 1 月 5 日 森都心プラザ

- オ 平成 25 年 1 月 6 日 手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町エリア

- カ 平成 25 年 1 月 9 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、西区上熊本三丁目 16 、東区上南部三丁目 31 、南区田迎一丁目 9 、並木

坂エリア、北区梶尾町1725

- キ 平成25年12月10日 手取エリア、上通りエリア、水道町エリア
- ク 平成25年12月11日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、水道町エリア
- ケ 平成25年12月12日 中央区本荘二丁目6
- コ 平成25年12月13日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、並木坂エリア
- サ 平成25年12月16日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- シ 平成25年12月19日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、東区新外一丁目5
- ス 平成25年12月20日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア
- セ 平成25年12月24日 東区新南部四丁目6
- ソ 平成25年12月25日 銀座橋際自転車駐車場、中央区新大江二丁目7
- タ 平成25年12月26日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア
- チ 平成25年12月27日 南区野口二丁目1

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成26年4月11日まで

2 移動・保管台数

自転車 142台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 1 0 号

平成26年1月10日

平成25年度後期高齢者医療保険納入通知書11月分の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名

別紙のとおり（登載省略）

告 示 第 1 1 号

平成26年1月10日

平成25年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書

類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 25	市県民税	4 期	平成 26 年 1 月 31 日	8 人

告示第 12 号

平成 26 年 1 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	11 月期	590 人
	10 月期	19 人
	9 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 1 月 20 日

告示第 13 号

平成 26 年 1 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	11 月期	165 人
	10 月期	3 人
	8 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 1 月 20 日

告示第 14 号

平成 26 年 1 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	11 月期	16 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 1 月 20 日

告示 第 15 号

平成 26 年 1 月 14 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 26 年 1 月 14 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 131 台

公 告

公 告 第 3 号

平成 26 年 1 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島五丁目 3950 番 1、3950 番 2

499.84 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区戸島本町 1 番 1 号 クラシード 1-1. 101

中島 慎二

公 告 第 4 号

平成 26 年 1 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区内田町字小築籠 1932 番 5

495.52 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区下江津四丁目 7 番 20 号 ボナパールⅡ 202 号

白河部 晓

公 告 第 5 号

平成 26 年 1 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口二丁目 275 番 1、275 番 3
304.93 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区薄場三丁目 8 番 1 号 203 号室
高倉 智浩

公 告 第 6 号

平成 26 年 1 月 8 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・649	御幸木部三丁目公園	南区御幸木部三丁目 1685 番 7 外
2・650	下宮地沢水公園	南区城南町下宮地字沢水 13 番 9
2・651	御幸笛田西宮ノ前公園	南区御幸笛田町 1240 番 13 外

- 2 供用開始の期日

平成 26 年 1 月 8 日

公 告 第 7 号

平成 26 年 1 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田一丁目 517 番 3
218.59 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区城山下代一丁目 1 番 34 号
志水 誉幸

公 告 第 1 6 号

平成 26 年 1 月 14 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を継続に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 26 年 5 月 14 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート田崎

熊本市西区田崎二丁目 388 番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
Y o u m e マート田崎	ゆめマート田崎

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市南区京橋町 2 番 22 号	株式会社 イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

(3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者(法人の場合)	住所
株式会社 イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市南区京橋町 2 番 22 号
その他未定		

(変更後)

氏名(名称)	代表者(法人の場合)	住所
株式会社 イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
株式会社アイ・ティ・ケイ	代表取締役 木野 正則	宮崎県都城市太郎坊町 7752-1
地球文化屋株式会社	代表取締役 秋田 泰史	福岡市東区多の津二丁目 6 番 3 号
株式会社東京デリカ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾区新小岩井一丁目 48 番 1 号
有限会社アイシン	代表取締役 木村 繁春	北九州市八幡区上上津役二丁目 1 番 18 号スカール上上津役 101
株式会社ヨネザワ	代表取締役 米澤 房朝	熊本中央区水前寺六丁目 1 番 38 号

3 変更の年月日

- (1) 平成 25 年 12 月 16 日
- (2) 平成 25 年 11 月 25 日
- (3) 平成 25 年 12 月 16 日

4 変更する理由

- (1) 会社方針による名称変更のため
- (2) 本社移転のため

(3) 小売業者決定のため

5 届出年月日

平成 25 年 12 月 25 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 1 月 14 日から平成 26 年 5 月 14 日まで

公 告 第 1 8 号

平成 26 年 1 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 10 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課扱い手推進室

公 告 第 1 9 号

平成 26 年 1 月 15 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 26 年 5 月 15 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン大江

熊本市中央区大江三丁目 6 番 25 の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社 イズミ 代表取締役 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
その他未定	—

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社 イズミ 代表取締役 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
その他未定	—

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 26 年 6 月 26 日（開店希望日）

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,100 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.1 建物東側 179 台

No.2 建物屋上階 264台 合計443台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.1 敷地北東側 40台

No.2 建物前面北側 48台

No.3 建物前面中央 76台

No.4 建物前面南側 24台

No.5 敷地南側 22台 合計210台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北西側 343平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北西側 28.3立方メートル

建物北西側 7.4立方メートル 合計35.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時から午後11時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 敷地北東側、東側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時から午後7時まで

8 届出年月日

平成26年1月9日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成26年1月15日から平成26年5月15日まで

中 央 区

中央区告示第1号

平成26年1月9日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年1月7日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本中央区長 前渕 啓子

以下、登載省略

東 区

東区告示第1号

平成26年1月10日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年1月7日に職権によ

り消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 1 号

平成 26 年 1 月 6 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 1 月 6 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 26 年 1 月 6 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区戸島西二丁目の一部

(2) 南部処理区

南区白藤一丁目の一部

(3) 西部処理区

西区花園七丁目、西区松尾町上松尾及び南区砂原町の各一部

(4) 富合処理区

南区富合町田尻の一部

(5) 植木処理区

北区植木町植木の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 東部処理区

東区秋津町秋田 536 番

東部浄化センター

(2) 南部処理区

南区元三町四丁目 1 番 1 号

南部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4944 番 3 号

西部浄化センター

(4) 富合処理区

宇土市高柳町 138

宇土市終末処理場

(5) 植木処理区

北区鶴羽田町 12 番 1 号

熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 2 号

平成 26 年 1 月 10 日

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 9 条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止をしたので、同規程第 10 条第 4 号の規定に基づき、次とおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 指定の効力を停止する指定給水装置工事事業者の指定番号、事業所所在地、名称及び代表者名並びにその期間

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定停止期間
第 5 号	熊本市南区平田二丁目 8 番 24 号 株式会社上田商会 代表取締役 上田 修司	平成 26 年 1 月 10 日から 平成 26 年 3 月 9 日まで
第 374 号	熊本市西区沖新町 4704 番地 2 有限会社法栄工業 代表取締役 梅田 政勝	平成 26 年 1 月 10 日から 平成 26 年 2 月 9 日まで

- 2 停止する指定給水装置工事事業者の指定の効力

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の指定の効力（平成 26 年 1 月 9 日以前に熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）第 10 条第 1 項に規定する熊本市上下水道事業管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るもの）を除く。）